

実務経験（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）

業務の範囲	業務内容	具体的内容	経験年数 (3)
障がい者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	相談支援業務 施設等において相談支援業務に従事する者	ア 地域生活支援事業、障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業、その他（障がい児（者）地域療育等支援事業、市町村障がい者生活支援事業） イ 児童相談所、身体障がい者更生相談所、精神障がい者社会復帰施設、知的障がい者更生相談所、福祉に関する事務所、発達障がい者支援センター、その他（保健所、市町村役場、精神障がい者地域生活支援センター） ウ 障がい者支援施設、障がい児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター、その他（身体障がい者更生施設、知的障がい者更生施設、居宅介護支援事業所）	5年以上 かつ 900日 以上
	就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	エ 障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターの従業者、障がい者雇用支援センター	
	特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	オ 特別支援学校、その他（盲学校、聾学校、養護学校）	
	医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等（ 1 ）を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	カ 社会福祉主事任用資格を有する者 キ 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 ク 国家資格等（ 1 ）を有する者 ケ ア～オまでに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に限る	
	その他これらの業務に準ずると大阪市長が認めた業務に従事する者	コ その他これらの業務に準ずると大阪市長が認めた業務（小規模作業所（ 2 ）、障がい児保育担当保育士（専任）、特別支援学級担任、特別支援教育コーディネーター、通級指導教室担任、情緒障がい児短期治療施設（保育士等））	
直接支援業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	サ 障がい者支援施設、障がい児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床 シ 障がい福祉サービス事業、障がい児通所支援事業、老人居宅介護等事業 ス 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所	10年以上 かつ 1800日 以上
	特例子会社及び障がい者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	セ 特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく子会社） ソ 重度身体障がい者又は知的障がい者である労働者を多数雇用する事業所	
	特別支援教育における職業教育の業務に従事する者	タ 特別支援学校、その他（盲学校、聾学校、養護学校）	
	その他これらの業務に準ずると大阪市長が認めた業務に従事する者	チ その他これらの業務に準ずると大阪市長が認めた業務（小規模作業所（ 2 ）、障がい児保育担当保育士（専任）、特別支援学級担任、特別支援教育コーディネーター、通級指導教室担任、情緒障がい児短期治療施設（保育士等））	
有資格者等	上記の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	サ～チに同じ	5年以上 かつ 900日 以上
	上記の相談支援業務及び上記の直接支援業務に従事する者で、国家資格（ 1 ）による業務に5年以上従事している者	ア～コ、 サ～チに同じ	3年以上 かつ 540日 以上

相談支援業務

身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導、その他の支援を行う業務

直接支援業務

身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

- 1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士のことをいう。
- 2 いわゆる無認可作業所における指導員等の直接支援職員としての職歴については、 公的な補助金又は委託により運営されていること 業務内容や勤務状況の記録が適正に整備・保管されていること 所属長等による実務経験の証明が可能であること の全てを満たすことができる場合に限り実務経験に含めることができる。
- 3 1年以上の経験年数とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。
- 4 経験年数を満たす者を配置することが困難な場合は、資格要件弾力化特区の適用申請も可能です。(ただし、児童発達支援管理責任者の適用はありません)